

四街道市環境アクションポイント事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の温室効果ガス排出量の削減及び市民の環境に対する意識醸成を図るべく、市民による環境に配慮した取組の普及啓発を行う「四街道市環境アクションポイント事業」(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内にある自己の居住の用に供する住宅（その一部を店舗、事務所等の用に供する住宅を含む。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一戸建ての住宅
 - イ 共同住宅（自己の居住の用に供する部分に限る。）
- (2) 使用量削減率 本年度と前年度で同一の住宅かつ同一の月で連続する2か月分の使用量の合計について日割計算を行い、本年度と前年度の1日当たりの使用量を比較して算出したものをいう。
- (3) みどりのカーテン 住宅においてつる性の植物により日光を遮る目的で建物の窓や壁に設置されたものをいう。
- (4) 宅配ボックス 住宅に配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が100センチメートル以上ある物品を収納することが可能なもの
 - イ 耐久性を備え、ワイヤー、アンカーその他の盗難防止のための器具で固定されたもの

(事業の内容)

第3条 市内における環境に配慮した取組（以下「環境アクション」という。）を行った者に対して、その実施内容に応じて別表第1に定めるポイントを5,000ポイントを限度に付与し、当該ポイントにおいて500ポイントごとに500円に相当する商品券を当該年度の予算の範囲内で交付する。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない世帯に属している者
- (3) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者（自らと同一の世帯を構成する者を含む。）

(申請)

第5条 本事業に申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、四街道市環境アクションポイント事業申請書兼実施報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に実施内容を証する書類を添えて別表第2の申請期間内に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は申請者1人につき年度内1回までとし、同一の世帯においては1人までとする。

(決定及び交付)

第6条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、ポイントの付与及び商品券の交付の可否を決定し、四街道市環境アクションポイント交付決定通知書（様式第2号）又は四街道市環境アクションポイント不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとし、当該ポイントに応じた商品券を交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、ポイントの付与の決定を受けた者が虚偽その他不正な申請を行ったことが判明したときは、付与を決定したポイントの全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により付与したポイントを取り消したときは、四街道市環境アクションポイント交付決定取消通知書（様式第4号）により、その者に通知するものとする。

(返還)

第8条 前条第1項の規定により付与したポイントを取り消した場合において、既に当該商品券を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該商品券の返還を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月 日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第 1 （第 3 条）

環境アクション		付与ポイント
電気の使用量削減	2 %以上 4 %未満	5 0 0
	4 %以上 6 %未満	1 , 0 0 0
	6 %以上 8 %未満	1 , 5 0 0
	8 %以上 1 0 %未満	2 , 0 0 0
	1 0 %以上	2 , 5 0 0
ガスの使用量削減	2 %以上 4 %未満	5 0 0
	4 %以上 6 %未満	1 , 0 0 0
	6 %以上 8 %未満	1 , 5 0 0
	8 %以上 1 0 %未満	2 , 0 0 0
	1 0 %以上	2 , 5 0 0
みどりのカーテンの設置		5 0 0
宅配ボックスの購入・設置		1 , 0 0 0

備考 電気の使用量削減とガスの使用量削減は、使用量削減率に応じて該当するポイントを付与する。

別表第 2 （第 5 条第 1 項）

申請期間	令和 7 年 6 月 2 日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで
------	------------------------------------

(表)

様式第1号(第5条第1項)

年 月 日

四街道市長 様

四街道市環境アクションポイント事業申請書兼実施報告書

環境アクションを実施したため、四街道市環境アクションポイント事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 申請者

住 所	四街道市
氏 名	
電話番号	

2. 世帯状況

	氏 名	
申 請 者	「1. 申請者」のとおりに記載	
同一世帯員		
同 意 書 兼 宣 誓 書 私は、この申請に係る審査に際し、私と私の世帯に関する住民票関係情報、地方税関係情報を市の職員が確認することに同意します。 また、私と私の世帯に四街道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者がいないことを誓います。 氏名 _____		

3. 実施した環境アクション (該当するものすべてに☑)

環境アクション	付与ポイント
☐ 電気の削減 ※詳細は「5.実施概要」のとおりに記載	ポイント
☐ ガスの削減 ※詳細は「5.実施概要」のとおりに記載	ポイント
☐ みどりのカーテンの設置	ポイント
☐ 宅配ボックスの購入・設置	ポイント
	合計 ポイント

4. 交付方法

☐ 窓口交付	交付の準備ができましたら、「1. 申請者情報」の電話番号に御連絡します。 ※御連絡が着かない場合は郵送での交付になります。
☐ 郵送交付	「1. 申請者情報」の住所に簡易書留で郵送します。

(裏)

5. 実施概要

(1)電気の使用量削減 (削減率= %) (ポイント)

対象月	本年度（年度）		前年度（年度）	
	使用日数	使用量	使用日数	使用量
月分	日	kWh	日	kWh
月分	日	kWh	日	kWh
合計	日	kWh	日	kWh

備考 電気の対象月は、本年度と前年度で同一の月で報告すること。

(2)ガスの使用量削減 (削減率= %) (ポイント)

対象月	本年度（年度）		前年度（年度）	
	使用日数	使用量	使用日数	使用量
月分	日	m ³	日	m ³
月分	日	m ³	日	m ³
合計	日	m ³	日	m ³

備考 ガスの対象月は、本年度と前年度で同一の月で報告すること。

6. 添付書類

添付書類一覧を確認の上、添付すること。

【添付書類一覧】 (該当するものすべてに☑)

環境アクション	添付書類
電気の使用量削減	☐ Web明細等を印刷したもの ☐ 支払請求書の写し ☐ 検針票の写し } のいずれか※ ※契約者の名前・住所・使用年月・日数・使用量が記載されたもので、本年度と前年度の内容が確認できるもの
ガスの使用量削減	☐ Web明細等を印刷したもの ☐ 支払請求書の写し ☐ 検針票の写し } のいずれか※ ※契約者の名前・住所・使用年月・日数・使用量が記載されたもので、本年度と前年度の内容が確認できるもの
みどりのカーテンの設置	☐ 設置状況がわかる写真
宅配ボックスの購入・設置	☐ 領収書等新規で購入したことが分かるもの ※購入者・購入日・購入品名が記載されたもの ☐ 設置状況がわかる写真

様式第2号 (第6条)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

千葉県四街道市長

四街道市環境アクションポイント交付決定通知書

年 月 日付けで申請されました四街道市環境アクションポイント事業について、下記のとおり決定したので、四街道市環境アクションポイント事業実施要綱第6条により通知します。

記

1. 付与するポイント数	ポイント
--------------	------

2. 交付する商品券の額 円

様式第3号 (第6条)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

千葉県四街道市長

四街道市環境アクションポイント不交付決定通知書

年 月 日付けで申請されました四街道市環境アクションポイント事業について、下記の理由によりポイントの不交付が決定したため、四街道市環境アクションポイント事業実施要綱第6条により通知します。

記

理由

千葉県四街道市長

年 月 日付け四街道市 指令第 号をもって付与を決定した
四街道市環境アクションポイントについて、下記のとおりその全部・一部を取り消した
ので、四街道市環境アクションポイント実施要綱第7条の規定により通知します。

1 取り消したポイント数 _____ ポイント

2 取消し後のポイント数 _____ ポイント

3 取消しの内容とその理由 _____